

国立大学法人東京農工大学部局長任命手続規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(選考、指名及び報告)</p> <p>第3条 学長は、前条第1項の規定により推薦された部局長候補者の中から面接により部局長（グローバルイノベーション研究院を除く。以下この条において同じ。）を選考する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第4～5条 (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 学長は、前条に規定する評価の結果を勘案し必要と認めるとき、その他部局長たるに適しないと認めるときは、部局長を解任することができる。</p> <p>2 前項に規定する部局長の解任を行うに当たっては、あらかじめ当該部局の意見を聴くものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(選考、指名及び報告)</p> <p>第3条 学長は、前条第1項の規定により推薦された部局長候補者の中から面接により部局長（グローバルイノベーション研究院を除く。以下この条において同じ。）を選考する。</p> <p><u>2 前項に規定する部局長の選考を行うに当たっては、面接を実施する前にあらかじめ国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号に規定する評議員の意見を聴くことができるものとする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第4～5条 (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 学長は、前条に規定する評価の結果を勘案し必要と認めるとき、その他部局長たるに適しないと認めるときは、部局長を解任することができる。</p> <p>2 前項に規定する部局長の解任を行うに当たっては、あらかじめ当該部局の意見を聴くものとする。</p>	<p>学長が部局長の選考に当たり、全学的な意見を聴く機会を設ける仕組みとして、部局長以外で各部局の代表として選出されている教育研究評議員の意見を聞くことができるようにするもの。</p>

附 則 (令和3年9月15日教規程第42号)

この規程は、令和3年9月15日から施行する。